

住居確保給付金について

住居確保給付金は、離職や会社の都合による収入減少によって経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方・新たにお住まいになりたい住居の家賃が払えない方に対し、家賃を支給することで、住居とお仕事を確保できるよう支援するものです。

1. 支給額（月額）

単身世帯：35,200 円以内 2人世帯：42,000 円以内
3～5人世帯：45,800 円以内 6人世帯：49,000 円以内 7人世帯以上：55,000 円以内

2. 支給期間

3か月が原則であるが、就労や収入増加に至らず、一定の条件を満たした場合は、最長9か月まで受給可能。

3. 対象者の要件（以下の条件すべてを満たすことが必要）

- ① (1)主たる生計維持者が離職後2年以内である、もしくは、
(2)主たる生計維持者が個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、離職と同程度の状況にある場合。
- ② 就労能力と常用就職意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行う。
- ③ 賃貸契約をしている住宅に居住しているが住居を失うおそれがある。
(または、市内で新たな賃貸住宅を探し、その住居家賃の給付金を申請したい方)
- ④ 申請月において、申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者の収入の合計が次の基準額に家賃額を加えた額以下である。

単身世帯	81,000 円	_____	2人世帯	123,000 円	_____
3人世帯	157,000 円	_____	4人世帯	194,000 円	_____
5人世帯	232,000 円	_____	6人世帯	269,000 円	_____
7人世帯	306,000 円		8人世帯	339,000 円	
			9人世帯	372,000 円	

※家賃が「1.支給額（月額）」における金額を超える場合、1. の上限額で計算します。

※収入が基準額を超える場合、超えた金額分が1. の支給額から減額されます。

- ⑤ 申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者の手持金・預貯金の合計が次の金額以下である。

単身世帯	486,000 円	2人世帯	738,000 円
3人世帯	942,000 円	4人世帯以上	1,000,000 円
- ⑥ 職業訓練受講給付金、自治体などが実施する住居等困窮離職者に対する類似の給付・貸付を、申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者が受けていない。

令和5年3月31日までに住居確保給付金を申請した場合は、収入が上記④以下であれば、職業訓練受講給付金と同時に給付を受けることができます。

- ⑦ 申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者のいずれもが暴力団員でない。

4. 支給開始後の求職活動等について

ハローワークでの月2回以上の職業相談を行うこと、市役所で週1回以上の面接支援を受けること、求人先へ月4社以上応募・面接することなどが原則必要です（注）。

（注）：個々の状況に応じて猶予または求めないことがあります。）

お問い合わせ 四日市市役所 3F 保護課 059-354-8076（内線 2271）